次期計画の構成イメージ

第1章 プランの策定にあたって

「地域共生社会」や「SDGs」の考え方を踏まえた、堺市らしい「共生のまちづくり」の推進

1 今回のプランづくりの背景と目的

第3次計画に基づく特徴的な取組みを記載

- 2 堺市の地域福祉の取組み
- 3 堺市の地域福祉をとりまく新たな動向と対応すべき課題
- 4 本プランの策定・推進に関する基本的な事項

(3)策定方法

(2)期間

(1)位置付け

(4)推進方法

第1回懇話会資料3を参照

第3章 地域福祉推進のために"ともに"取組むこと

※多様な主体(わたしたち)が、「わが事」として地域福祉に参加し、「共生のまちづくり」の実現に向けて協働するうえで、「共有する目標や取組みの方向性」を設定

第2章 地域福祉推進の基本的な考え方

計画に基づく取組みを進めるうえで、

(4)包括的な支援体制の構築

- 1 本プランの推進目標
- 2 実現に向けた取組みの視点
 - (1) お互いの理解と尊重・包摂
 - (2) 主体性の発揮
 - (3) 多様な主体による協働

3 役割分担と協働の考え方

(5) 持続可能な取組み

重視すべき支援を記載

(6)的確な情報伝達

事業者や企業の社会貢献、有償活動なども含めた多様な団体など、より 多様な主体の参加を促進するとともに、市が担うべき役割を記載

○堺市

○堺市社会福祉協議会

〇市民・団体

○事業者・企業

など

など

統計データ、アンケート調査や懇話

会等で示された課題等を記載

4 エリアごとの取組みとエリア間の連携の考え方

日常生活圏域や自治会等での取り組みも重視し、エリアを設定

第4章 実施プラン

- 1 市が重点的に取組むこと
 - (1)包括的な相談支援体制の構築
 - (2) 多様な居場所づくりや活動に対する支援
 - (3) 災害への備えや支援の仕組みづくり
 - (4) 権利擁護の推進に関する取組み
 - *成年後見制度利用促進に関する取組み
 - (5) 更生支援の推進等に関する取組み

など

- 2 社会福祉協議会が重点的に取組むこと
- 3 各団体・事業者等の実施プラン

8つの検討課題などを踏まえ、市や社 会福祉協議会等が重点的に取組むこと を、具体性を持たせて記載

(参考) 現行計画の構成

第1章 プランの策定にあたって

- 1 今回のプランづくりの背景と目的
- 2 堺市の地域福祉の取組み
- 3 堺市の地域福祉をとりまく新たな動向と対応すべき課題
- 4 本プランの策定・推進に関する基本的な事項
 - (1) 位置付け
- (3)策定方法
- (2)期間
- (4)推進方法

第2章 地域福祉推進の基本的な考え方

本プランの推進目標

「ふだんの・くらしの・しあわせ」をめざし、

わたしたちの"自治"と"協働"の力で、「地域生活を支えるしくみ」を充実します

2 実現に向けた取組みの視点

- 〇 "困りごと"を予防し、早期の支援につなぎます
- 〇的確な支援ができるしくみと体制をつくります
- ○暮らしやすい地域の環境や協働をすすめるしくみを整えます

3 役割分担と協働の考え方

- 〇市民・団体 よりよい生活作りを心がけるとともに、地域にも関心をもち、つながり づくりや課題の解決に取組みます。
- ○事業者・企業 組織が持つ事業・人材・拠点・資金などの資源を活かし、地域や行政等 と協働して、地域福祉の推進に取組みます。
- ○計協 地域福祉を推進する公共性の高い専門機関として、"つなぎ役"や相談支 援の機能を活用し、具体的な福祉課題の解決に取組みます。
- 〇市・関係機関 市民・団体・事業者等と連携し、「公」の責任のもとで事業の充実、地域 福祉のしくみづくりや条件整備に取組みます。

4 エリアごとの取組みとエリア間の連携の考え方

〇小学校区

地域に密着した福祉活動をすすめるエリア

(サブエリア)より身近な地域 日常的なふれあいや見守り・支えあい

 \bigcirc

地域の実情に応じたケアをすすめるエリア

(サブエリア) 複数小学校区

身近な相談支援やサービス等の支援 地域福祉の施策をすすめるエリア

〇堺市全域

1)地域福祉を知る・学ぶ	(1)情報の活用 (2)学習・話しあい
2)"困りごと"を見つける	(3)気づき・発見 (4)支援へのつなぎ
3) 適切な支援につなぐ	(5)総合的な相談支援
4)"困りごと"を予防する	(6) "困りごと"の予防 (7) 暮らしの増進
5) サービスや活動を充実する	(8)サービスの確保・開発
6)担い手を充実する	(9)人材の確保 (10)スキルアップ
7)地域での活動を支援する	(11)活動への支援
8) つながりと支えあいを広げる	(12) つながりづくり (13) 支えあい
	(14) つながりづくりのサポート
	(15)地域福祉のネットワークづくり
	(16) まちづくりとの連動
9)生活しやすく安全なまちをつくる	(17) 福祉のまちづくり (18) 防災・安全
10) 一人ひとりの権利をまもる	(19)日常生活のサポート
	(20) 虐待・権利侵害の防止

第4章 実施プラン

≪その1≫ 市が先導的・重点的に取組むこと

第3章 地域福祉推進のために"ともに"取組むこと

- 1 "早期に的確な支援につながるしくみ"をつくります
- 2 "地域福祉の担い手"を増やし、新たなサービスや活動につなぎます
- 3 "つながり"を広げ、安全・安心なまちづくりをすすめます

≪その2≫ 社協が重点的に取組むこと

- 1 さまざまな"困りごと"に対する相談支援を行い、くらしをまもります
- 2 地域に暮らす人と人、組織と組織のつながりをつくります
- 3 地域福祉教育(共育)を推進します
- 4 市民参加型の権利擁護機能を強化します
- 5 ボランティア・市民活動の支援を強化します
- 6 地域福祉をともに創る機能を高めます
- 7 対協の組織強化と専門性の向上をめざします

≪その3≫ 各団体・事業者等の実施プラン

「わたしたち」〔市民・団体、事業者・企業など〕が得意なことで役割を分担し、協 カして推進していくために、「できること・したいこと」や「協働してすすめたいこと」 を考え、みんなで共有して、いっしょにすすめていきましょう

≪その4≫ 地域別の実施プラン

それぞれの地域(区や小学校区など)の実情に応じた地域福祉を推進するために、 ≪その3≫で作成するそれぞれの実施プランも持ち寄りながら、地域別の実施プラン をつくりましょう。